

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 浅草寺病院

次世代育成支援対策支援推進法に基づき、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間等

(1) 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正、職員からの要望等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 行動計画

- (1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活及び家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備
- (2) 育児休業中における待遇及び休業後の労働条件に関する事項や、育児・介護休業法、育児休業給付、産前産後休業などの諸制度について、相談窓口の設置や院内掲示等を通じて周知を図る。
- (3) 職員全員の年次有給休暇の取得率65%以上にするために、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を整える。
- (4) 地域の小・中学生や高校生の職場体験等を積極的に受け入れる。

令和4年4月1日 策定